



島根県報

平成21年 3 月 24 日 (火)

号外 第 3 8 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

洪水予報を行う河川の指定	(河 川 課)	2
特別警戒水位の設定の一部改正	(")	2
特別警戒水位の設定	(")	3
浸水想定区域の指定 (3 件)	(")	4
水防警報を行う河川の指定の一部改正 (2 件)	(")	4
水防警報を行う河川の指定	(")	6

【正 誤】

平成17年 4 月 26 日付け島根県報第1, 670号中	(河 川 課)	6
平成17年 5 月 2 日付け島根県報第1, 671号中	(")	6

告 示**島根県告示第204号**

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、次のとおり洪水予報を行う河川を指定したので、告示する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	実施区間		基準地点	担当部署
		左岸	右岸		
斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町（新宮川合流点）から安来市赤江町（河口）まで	安来市古川町（新宮川合流点）から安来市東赤江町（河口）まで	矢田観測所	島根県土木部河川課 気象庁松江地方気象台
周布川	周布川	浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで	浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで	中場観測所	島根県土木部河川課 気象庁松江地方気象台

島根県告示第205号

特別警戒水位の設定（平成17年島根県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成21年 3 月 24 日から施行する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表中	斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市赤江町（河口）まで	安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市東赤江町（河口）まで	大渡	安来市広瀬町川平	2.80	を
					飯梨橋	安来市赤江町	4.60	

」

「

斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市広瀬町（新宮川合流点）まで	安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市古川町（新宮川合流点）まで	大渡	安来市広瀬町川平	2.80	に、
-----	-----	----------------------------------	----------------------------------	----	----------	------	----

」

「

斐伊川	意宇川	松江市大草町（郡市界）から松江市竹矢町（河口）まで	松江市大草町（郡市界）から松江市竹矢町（河口）まで	出雲郷	東出雲町出雲郷	3.10	を
-----	-----	---------------------------	---------------------------	-----	---------	------	---

」

「

斐伊川	意宇川	松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市富士見町（河口）まで	松江市八雲町日吉（八雲大橋）から松江市意宇町（河口）まで	出雲郷	東出雲町出雲郷	3.10	に、
				神納橋	松江市八雲町	2.20	

」

					日吉	
--	--	--	--	--	----	--

周布川	周布川	浜田市内村町（松本橋）から浜田市津摩町（河口）まで	浜田市内村町（松本橋）から浜田市日脚町（河口）まで	中場	浜田市穂出	3.00 （浜田市吉地町地内の周布川左岸の川沿いについては、2.70）
三隅川	三隅川	那賀郡三隅町三隅（399地先）から那賀郡三隅町古市場（河口）まで	那賀郡三隅町三隅（杉の森橋）から那賀郡三隅町湊浦（河口）まで	三隅	三隅町三隅	5.30
高津川	津和野川	津和野町後田（幸橋）から津和野町後田（尾曾部橋）まで	津和野町森村（幸橋）から津和野町寺田（JR鉄道橋）まで	町田	津和野町町田	3.70

を

三隅川	三隅川	浜田市三隅町三隅（399地先）から浜田市三隅町古市場（河口）まで	浜田市三隅町三隅（杉の森橋）から浜田市三隅町湊浦（河口）まで	三隅	浜田市三隅町三隅	5.30
高津川	津和野川	津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町後田（尾曾部橋）まで	津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町寺田（JR鉄道橋）まで	町田	津和野町町田	2.80 （名賀川合流地点より上流については、2.10）

に改める。

島根県告示第206号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次のとおり特別警戒水位を定めたので、告示する。

平成21年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	区 域		観測所名	観測所所在地	特別警戒水位 (メートル)
		左 岸	右 岸			
斐伊川	久野川	雲南市木次町東日登（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	雲南市木次町木次（日の出橋）から斐伊川への合流点まで	日の出橋	雲南市木次町東日登	2.70
高津川	高津川	吉賀町沢田（塔尾橋）から吉賀町注連川（重藤橋）まで	吉賀町六日市（塔尾橋）から吉賀町立戸（重藤橋）まで	塔尾橋	吉賀町沢田	1.90
八尾川	八尾川	隠岐の島町原田（蔵見	隠岐の島町上西（蔵見	中条	隠岐の島町原田	2.20

	橋) から隠岐の島町西町 (河口) まで	橋) から隠岐の島町港町 (河口) まで		
--	-------------------------	-------------------------	--	--

島根県告示第207号

一級河川斐伊川水系久野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び雲南県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第208号

一級河川高津川水系高津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第209号

二級河川八尾川水系八尾川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び隠岐支庁県土整備局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第210号

水防警報を行う河川の指定（平成17年島根県告示第551号）の一部を次のように改正し、平成21年 3 月 24 日から施行する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「第10条の6第1項」を「第16条第1項」に改める。

「

表中	松江市大草町（郡市界） から松江市竹矢町（河 口）まで	松江市大草町（郡市界） から松江市竹矢町（河 口）まで	出雲郷	東出雲町出 雲郷	2.80	2.30	を
----	-----------------------------------	-----------------------------------	-----	-------------	------	------	---

」

「

松江市八雲町日吉（八雲	松江市八雲町日吉（八雲	出雲郷	東出雲町出	2.80	2.30
-------------	-------------	-----	-------	------	------

」

大橋) から松江市富士見町 (河口) まで	大橋) から松江市意宇町 (河口) まで	雲郷 神納橋	松江市八雲町日吉	1.80	1.50	に、

2.60	2.00	を	2.10	1.80	に、
------	------	---	------	------	----

那賀郡三隅町三隅 (399地先) から那賀郡三隅町古市場 (河口) まで	那賀郡三隅町三隅 (杉の森橋) から那賀郡三隅町湊浦 (河口) まで	三隅	三隅町三隅	を
--------------------------------------	------------------------------------	----	-------	---

浜田市三隅町三隅 (399地先) から浜田市三隅町古市場 (河口) まで	浜田市三隅町三隅 (杉の森橋) から浜田市三隅町湊浦 (河口) まで	三隅	浜田市三隅町三隅	に改める。
--------------------------------------	------------------------------------	----	----------	-------

島根県告示第211号

水防警報を行う河川の指定 (平成17年島根県告示第581号) の一部を次のように改正し、平成21年 3 月 24 日から施行する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

飯梨橋	安来市赤江町	3.80	2.80	を
-----	--------	------	------	---

矢田	安来市矢田町	5.10	3.70	に、
----	--------	------	------	----

津和野町後田 (幸橋) から津和野町後田 (尾曾部橋) まで	津和野町森村 (幸橋) から津和野町寺田 (JR鉄道橋) まで	町田	津和野町町田	2.80	1.60	を
--------------------------------	---------------------------------	----	--------	------	------	---

津和野町下横瀬 (小床橋) から津和野町後田 (尾曾部橋) まで	津和野町下横瀬 (小床橋) から津和野町寺田 (JR鉄道橋) まで	町田	津和野町町田	1.80	1.20	に改め
----------------------------------	-----------------------------------	----	--------	------	------	-----

る。

島根県告示第212号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、次のとおり水防警報をする河川を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水 系	河川名	区 域		観測所名	所在地	警戒水位 (メートル)	指定水位 (メートル)
		左 岸	右 岸				
斐伊川	久野川	雲南市木次町東日登 (日の出橋) から斐伊川への合流点まで	雲南市木次町木次 (日の出橋) から斐伊川への合流点まで	日の出橋	雲南市木次町東日登	2.20	1.50
高津川	高津川	吉賀町沢田 (塔尾橋) から吉賀町注連川 (重藤橋) まで	吉賀町六日市 (塔尾橋) から吉賀町立戸 (重藤橋) まで	塔尾橋	吉賀町沢田	1.50	0.90
八尾川	八尾川	隠岐の島町原田 (蔵見橋) から隠岐の島町西町 (河口) まで	隠岐の島町上西 (蔵見橋) から隠岐の島町港町 (河口) まで	中条	隠岐の島町原田	2.00	1.20

正 誤

平成17年 4 月 26 日付け島根県報第1,670号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正				
9	島根県告示第551号の表中	<table border="1"> <tr> <td>警戒 水位</td> <td>指定 水位</td> </tr> </table>	警戒 水位	指定 水位	<table border="1"> <tr> <td>警戒 水位 (メートル)</td> <td>指定 水位 (メートル)</td> </tr> </table>	警戒 水位 (メートル)	指定 水位 (メートル)
警戒 水位	指定 水位						
警戒 水位 (メートル)	指定 水位 (メートル)						

平成17年 5 月 2 日付け島根県報第1,671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
17	島根県告示第581号の表中	引鶴橋	弘鶴橋